

野田市告示第33号

令和8年3月31日付けにて、野田市下水道事業収納取扱金融機関の指定解除を、次のとおり行うので、地方公営企業法施行令第22条の2第3項の規定により告示する。

令和8年3月10日

野田市長 鈴木 有

(指定解除となる収納取扱金融機関・取扱事務)

収納取扱金融機関	位 置	取扱事務
株式会社 埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤 7丁目4番1号	公金の収納事務